

京都市告示第 350 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 17 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
東堀川通	上京区村雲町415番地の1地先から	旧	メートル 23.80	メートル 5.55 ~ 6.10
	同区西町446番地地先まで	新	23.80	6.00 ~ 9.20
佐井通	右京区西院南寿町23番地の2地先から	旧	93.20	10.85 ~ 11.00
	同区西院西中水町14番地の2地先まで	新	93.20	15.02 ~ 15.03
久我37号線	伏見区久我森の宮町10番地の292地先から	旧	29.40	4.20 ~ 6.28
	同町10番地の262地先まで	新	29.40	6.00 ~ 8.60

(建設局土木管理部道路明示課)